

陳情第14号

流山市一般職及び特別職の給与及び旅費に関する条例の一部改正並びに支給凍結等を求める陳情書

(趣旨)

一般職員の期末手当(第19条)項目には、年2回(6月、12月)に支払額の説明はあるが、その基礎額に地域手当を含むとは一言も記載されていないそれなのに毎月給料と共に支払われている地域手当を、事もあるうに期末手当に性善説及び都合の良い解釈で取り繕っている。特別職(井崎市長、石原副市長、後田教育長、志村上下水道事業管理者)も同様である。

次に特別職と一般職とでは職員の種類(職種の事)が異なっているにもかかわらず、こと給与(給料等)の手当に関しては事もあるうに特別職は、一般職の給与の仕組に便乗のごとく都合のよい解釈をあたかも正当と置き換えているではありませんか。

本来、「手当」とは、「基本給以外に必要なに応じて支払うお金」と記述がある。すなわち、特別職の基本給は一般職の基本給と比較しても破格の金額であるのに「基本給以外に必要なに応じて…」に該当しないのはすでに明白である事を、正しく認識すべきである。よって市長以下4名の特別職の給料に「基本給と期末手当」に限り支給される事が望ましい。(流山市、市議会議員と同様に)

(項目)

- 1 一般職と特別職はただちに期末手当で支払われている「地域手当」を廃止すること。
- 2 当局側の特別職の給与の内訳を「地域手当」を廃止すること。
- 3 1、2を5年又は16年間分を身銭で相殺すること。

参考として、平成29年度の期末手当で(7%)で計算すると

A 一般職の合計が1億884万1743円

B 特別職(4名)合計388万9642円

A+B総合計では、1億1273万1385円

平成30年11月19日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第15号

特別職への退職手当について支給停止等を求める陳情書

(趣旨)

今年7月、東洋経済オンラインによれば、H28年4月1日地方公務員給与実態調査結果に基づき1787自治体の首長の月額給与（手当等は除く）の平均は79万4800円で、最も少なかった北海道夕張市長は平均の3分の1程度で、最も高かった横浜市長は平均の2倍以上の給与水準と報道しました。また、行財政改革を進めるため、首長の退職手当は減額・廃止する流れも広がっています。近隣市では、柏市や松戸市では市長1期目における退職手当は凍結され、野田市、我孫子市でも市長退職手当の減額への取り組みを行っています。

いっぽう流山市長では、月額給与92万6500円で、東洋経済オンラインでは上位296位となり、1期4年毎に支払われる退職手当は1556万5200円となり、過去3回支払われています。

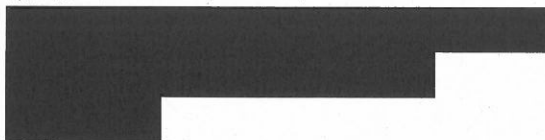
そもそも、市長など特別職の退職手当金が就任月数で計算することは、退職金を勤務年数で計算される一般公務員や民間正規職員から見て、あまりに特権的です。さらに市財政からみれば、人口増加・市税増収の下でも、一般会計における基金総額はH15年度末約111億8884万円から、H29年度末約76億760万円へと大幅減額させる一方、地方債残高はH16年度末394億8941万円からH29年度末760億5563万円と大幅増額させています。これは、現市長就任時に指摘していた「危機的財政」といえるのではないかと危惧し、以下のことを陳情します。

(項目)

- 1 市長退職手当は、市財政の現状や近隣市の取組みから全額返却・支給停止又は大幅減額すること。
- 2 流山市特別職報酬等審議会については、議員報酬と市長ら特別職の給与に限定せず、手当や退職手当についても審査対象とし、妥当性など審査会からの意見を聴くように改正すること。
- 3 市外在住の特別職は、受領した退職手当について、本市への寄付やふるさと納税などを積極的に活用していただくこと。

平成30年11月19日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様